

令和元年度第24回

東京都多重債務問題対策協議会貸金業部会

令和元年5月23日（木）

新宿NSビル3階 3-C会議室

午前10時28分開会

○事務局 おはようございます。

まだ定刻にはなっていないのですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから令和元年度「東京都多重債務問題対策協議会 貸金業部会」を開催させていただきます。

私は、貸金業部会の事務局を担当しております産業労働局金融部貸金業対策課の鈴木でございます。

本日は、皆様お忙しい中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

議事に入ります前に、本来なら部会長である加藤金融部長から一言御挨拶を申し上げるところなのですが、本日、急遽所用が入りまして、部会長は小野課長が代理を務めさせていただきます。

初めに、小野課長から一言御挨拶を申し上げます。

○小野委員 改めまして、貸金業対策課長の小野でございます。

きょう、部長の加藤のほうで、火急の案件が入りまして、今もばたばた動いております。皆様にぜひよろしくお伝えくださいと言っております。

私のほうから、部長と話した上で、こういった形で進めていきたいと思いますということで、挨拶とかもこういった形で皆さんにお願いしたいということを承っておりますので、お話をさせていただきます。

改めまして、会議の開会に当たって、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日、お集まりいただいた委員の皆様におかれましては、日ごろから都の貸金業の業務の適正化に向けた指導監督、金融トラブルの防止対策、多重債務問題の解決・防止に御努力いただき、厚く御礼申し上げます。

ヤミ金融を初めとした苦情・相談件数については、減少傾向が続いておりますが、いまだに年間1,800件を超える多くの相談が貸金業対策課に寄せられております。こうした状況の中、ここにいらっしゃる皆様を初め、関係機関とも連携し、金融トラブルの被害防止ということで、啓発宣伝事業に取り組んでいくこととしております。

そのためにこれまでも本部会においては、年2回のヤミ金融被害防止合同キャンペーンの実施、関係機関、団体との情報交換などを通じまして、効果的な普及啓発活動に努めてまいりました。今年度につきましては、これまでの新宿駅西口での合同キャンペーンを見直すとともに、新たな啓発活動として日本貸金業協会さんの御協力を仰ぎながら、金融トラブルの被害に遭いやすい大学生ですとか、高齢者を対象に講師を派遣する被害

防止のための出前講座を開催することとしております。

また、貸金業者の資質向上に向けた取り組みとして、登録更新時に行っている講習会の内容を充実させることなどにより、貸金業者の業務の適正化に一層力を入れてまいります。

一方で、悪質業者に対しては、引き続き、法令に基づく厳格な指導監督・行政処分を実施してまいります。

今後とも、関係機関の皆様との連携を密にして取り組みの充実を図ってまいりますので、御協力をお願いいたします。

以上、加藤のほうから、御挨拶ということで承っておりますので、ここで申し上げさせていただきます。本日は、よろしくをお願いいたします。

○事務局 それでは、今年度最初の開催でもあり、委員の交代もございましたので、ここで委員の皆様全員から所属と役職、お名前の御紹介をいただきたいと思っております。

では、鈴木委員から座席順に右手方向に、次は杉山委員の順でお願いします。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会川の手市民の会の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○杉山委員 日本クレジットカウンセリング協会専務理事の杉山と申します。よろしくお願いいたします。

○岸委員 東京都生活文化局消費生活部特別機動調査担当課長の岸と申します。よろしくお願いいたします。

○渡部（裕）委員 同じく東京都福祉保健局生活福祉部の地域福祉課長の渡部でございます。よろしくお願いいたします。

○井上特別検査担当課長 東京都産業労働局金融部貸金業対策課特別検査担当課長の井上です。よろしくお願いいたします。

○小野委員 改めまして、産業労働局金融部貸金業対策課長の小野でございます。よろしくお願いいたします。

○渡部（和）代理委員 警視庁組織犯罪対策第三課の渡部と申します。よろしくお願いいたします。

○山内委員 4月1日付で警視庁の生活安全部の金融犯罪対策室長に命じられました山内です。よろしくお願いいたします。

○渡部（覚）委員 財務省関東財務省東京財務事務所理財第四課長をやっております渡部と申します。よろしくお願いいたします。

○遠藤委員 日本貸金業協会では紛争解決センターを担当しております遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 では、早速議事に入りたいと思いますので、以後の議事進行は小野課長にお願いいたします。

○小野委員 それでは、議事に入らせていただきます。

まず、事務局から本日の配布資料の確認をお願いします。

○事務局 では、早速ですけれども、お手元の資料について確認させていただきます。

上から順次資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第、部会及び出席者名簿、座席表。

資料1 令和元年度の啓発宣伝事業について

資料2 令和元年度上期「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」(案)について

資料3 令和元年度下期「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」(案)について

資料4 東京都の貸金業対策の状況

それから、団体様からいただきました資料として、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会様から「電話相談・カウンセリング（新規・延べ）件数推移（H31年3月末現在）」。

日本貸金業協会様から、「～貸金業相談・紛争解決センター平成30年度年次報告書から～」を配布してございます。

以上で6種類となりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、資料の確認は以上とさせていただきます。

○小野委員 それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。

議事の（1）、啓発宣伝事業について、私から説明をさせていただきます。

資料1 「令和元年度の啓発宣伝事業について」をごらんください。

こちらにつきましては、例年、新宿駅の西口地下で行っていたものを見直しております。新宿の西口地下で行っていたキャンペーンは、なかなか人がとまってくれないということで、人通りがなくはないのですが、イベントとしての集客力が弱いということと、なかなか人がとまりにくいということで、人が集まる場所でイベントをやろうということで、

今年度については、啓発宣伝事業を見直すものです。

詳細は後ほどに譲りますが、6月13、14の上期につきましては、昨年度、街頭というところで、駅頭でやっていたキャンペーンを上期に行う形になっております。

下期のほうの合同キャンペーンは、昭和記念公園のたちかわ楽市というところで、その中で行う形になっております。

昨年度までは、このたちかわ楽市の中に、私ども単独でブースを出していたのですが、かなりこのイベントは集客があります。昨年度実績で、たちかわ楽市については、約87,000人が来場しています。その中でイベントをやることで、訴求力を高めていこうということで、例年ですと春に新宿の西口でやっていたのですが、それを秋のたちかわ楽市に合わせまして、これまで秋にやっていた駅頭のキャンペーンを6月に行う形になっております。

簡単にざっとこの流れで行きますと、6月13、14に駅頭のキャンペーンを行います。1枚めくっていただきますと、資料2「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンの開催」というものがございます。

実施目的としては、上期も下期も同様ではあるのですが、被害の未然防止、悪質業者の排除に努めるということで、上期については、貸金業者が集中する駅前繁華街等の街頭において、関係機関が一体となってキャンペーングッズやチラシの配布を行うものです。

実施時期としては6月13日と14日。13日の木曜日については神田駅周辺を予定しております。東京都の中でも最も貸金業者が密集しているところかと思えます。

昨年度までは、これを御徒町でやっていたのですが、今回につきましては神田ということで、バックヤードとしては、千代田都税事務所が実は駅の近くにありまして、その協力を仰いで神田の駅前ですることといたしました。それから、もう一日につきましては、学生ローンが多い高田馬場駅の周辺で行います。

実施内容としては、参加機関によるキャンペーングッズ、啓発チラシ等の配布になります。高田馬場については、駅前に少しスペースがありますので、啓発動画も上映するところ です。

予定の機関としては、ここにいらっしゃる皆様も含めて計14機関が御参加いただく形になっております。金融庁の後援をいただくとともに、キャンペーンに際しては、「広報東京都」への掲載、関係機関の皆様による案内チラシの配布などPRを予定しております。

また、1枚目に戻っていただきまして、これが6月のキャンペーンになります。

11月に「ヤミ金融被害防止強化月間」ということで、私どものほうで師走の前の月、11月を被害防止の強化月間として、これまでにさまざまな取り組みを行っております。その月間に先立って10月11日、12日に台東区の消費生活展でパネルの展示ですとか、金融トラブルの被害防止セミナーを行うことを予定しております。

それから、11月につきましては、先ほど申し上げた「一都三県のヤミ金融被害防止合同キャンペーン」をたちかわ楽市の中で行うことを予定しております。

めくっていただきまして、資料3をごらんになっていただきますと、目的は基本的には、先ほどと変わらずではございますが、実施概要として11月の3日、4日、国営昭和記念公園のたちかわ楽市2019への出展になっております。

実施内容としては、基本的には、これまで新宿の西口でやっていたものをそのままここで行うことを予定しておりますが、まだ、たちかわ楽市の事務局と詳細な打ち合わせをしておりませんので、もしかしたら若干調整が入るかもしれません。その際は、ぜひ事前に皆様に速やかにお知らせをさせていただければと思います。

参加機関としては、先ほどと同様、ここにいらっしゃる皆様を含め、計14機関を予定しております。

金融庁の後援をいただきながら、広報東京都ですとか、立川駅前の街頭ビジョン、ラジオ放送などを使いながらPR活動を図ってまいります。

また、先ほどの資料1に戻っていただきまして、11月の防止月間にはほかにも取り組みを行うことを予定しております。4日から9日は新橋のSL広場で街頭キャンペーンということで、啓発チラシ、グッズの配布を行います。それから、時期の詳細は未定であるのですが、千葉県が大学向けに啓発資料、グッズの配布を行っておりますので、千葉県主催の事業への協力も行う予定をしております。

それから、年が明けて1月17日、18日に新宿区消費生活展への出展を予定しております。こちらは新宿駅の西口地下で、新宿区が行うものです。私どものヤミ金融被害防止合同キャンペーンですと、集客がなかなか難しいのですが、こちらは新宿区が区民の方にかなり強く働きかけまして、かつさまざまな団体が出てくるということで、間口も広く、かなりの集客がされているものです。ですから、新宿区のイベントの中に私どもも入ってブースを設けて宣伝していくことを予定しております。

こういったキャンペーン以外に出前講座の開催ということで、実は今年度から、大学や専門学校、高齢者の団体、具体的にはシルバー人材センターですとか老人クラブといった

ところからの依頼をもとに、金融トラブルの被害防止に向けた出前講座を開催しております。

先ほど申し上げたとおり、日本貸金業協会の協力を仰ぎながら連携してやっているところでございます。

雑駁ではありますが、資料1、2、3ということで、啓発宣伝事業について御説明をさせていただきました。今の私の説明で御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

○山内委員 キャンペーンの際のグッズは、こちら側も何か準備するのですか。

○小野委員 キャンペーンのグッズにつきましては、一つは私ども貸金業対策課のほうで用意するものと、警視庁の方々については、例えば、協力していただける各署のほうからチラシ、例えば、ヤミ金融そのものでなくてもオレオレ詐欺ですとかいったものをいただいて一緒に封入するということがございます。

特に、このために何か特別につくっていただいているということではなく、そういった意味ではあるものを御提供いただいて、一緒に配るという形をこれまでもとっております。

○山内委員 何か準備してこちら側に持ってくれば、一緒に袋詰めしていただけるのですか。

○小野委員 はい。

○山内委員 わかりました。

○小野委員 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

先ほど、申し上げたとおり、今年度については、キャンペーンの形が大きく変わります。御協力いただいている各関係機関の皆様には御負担をかける形になるかもしれませんが、ぜひ御協力をよろしく願いできればと思います。

令和元年度の啓発宣伝事業については、案のとおり展開していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、議事(2)各団体からの報告に入ります。

まず、日本クレジットカウンセリング協会からの報告について、杉山委員、お願いいたします。

○杉山委員 お手元にあるカラーコピーの資料で、電話相談・カウンセリング件数推移というものでございまして、平成31年(2019年)3月末現在のものをお示ししております。

この資料ですけれども、過去5年間の電話相談とカウンセリングの件数をまとめたもの

でございます。

1 ページ目のグラフの見方の説明から入りますが、左上に「5センター+16相談室合計」と書いてございます。これが全国の拠点ということで全国ベースのグラフという意味合いでございます。

2 つ目のグラフに、東京センターの実績を挙げているという構成になってございます。ここで言うセンターは常設の組織です。相談室は、貸し会議室を借りてカウンセリング都度開設する非常設の組織ということになります。

赤の表示が電話の相談件数で、緑が新規のカウンセリング件数、青の表示は新規と継続を合わせた延べのカウンセリング件数になってございます。棒グラフが実数で折れ線グラフは5年前の2014年度の実績を100とした場合の指数でございます。

では、最新の2018年度の傾向について、お話をします。

まず、最初のグラフの全国の実績ですが、2017年度と比較しますと、実数ベースで見た場合に、電話相談4,971件から6,042件。新規のカウンセリング件数は1,248件から1,378件。延べにつきましては、3,329件から3,953件ということで、いずれの指標もふえているということでございます。これは、折れ線グラフもそのようになっています、指数化した数字も同様の傾向でございます。

これの原因として考えられることなのですけれども、一つは私どもの拠点が増えたことがございます。平成30年の1月に大阪センターが開設しました。この数字が全体のトレンドに大きな影響を与えてございます。

それは、3 ページ目の1 番上でございます。これが2018年1月開設ということで、2017年度は3 カ月分の実績がここに掲げてあるということになります。2018年度は4 月から翌年3 月までの1 年分の実績ということで、かなり数が増えているということです。

大まかに言うと、電話相談件数がかみの数字ですけれども、約600 増えているわけです。先ほどご覧いただいたところで全国の電話相談が1,000 件の増ですから、その6 割ぐらいが大阪で稼いでいるという感じになります。新規、延べにつきましても大きく影響しているということでございます。

ちなみに、新規のカウンセリング件数は、大阪を除くと全国ベースで見た場合には、マイナスです。減少しています。

次に、1 ページ目に戻りまして下のグラフで、東京センターのトレンドです。



これは、電話相談、延べ件数は増えていますが、新規は微減です。新規件数は521件から517件と少し減りました。東京の実績について付言しますと、ここに掲げる2018年度の実績、電話相談が1,846とか、新規517あるいは延べの1,426件という数字ですけれども、大体全国の3割から4割ぐらいの間の件数を東京が占めていると御理解いただけたらと思います。付言すれば、東京と大阪を合わせて大体全国の半分ぐらいの実績になってございます。

2ページ目以降に東京以外の20の拠点の個別データが掲げてあります。これ（拠点別の実績）について全体の大まかな傾向についてお話ししますと、東京センターを含めて全部で21の拠点がございます。そのうち指数のとれる18の拠点、というのは、三重と長野と大阪は2017年度の途中から開設したものですから単純比較はできないということで、中途から開設しました三重、長野、大阪を除いた18拠点で増減の傾向を見ますと、電話相談が指数ベースで増加した拠点は10カ所。新規の指数が増加した拠点は18カ所のうちの7カ所。延べのカウンセリングの指数が増加した拠点は18カ所中8カ所ということで、ざっくりですけれども、半分ぐらいが増加したけれども、残り半分は同じか減少ということでございました。

これが当協会の拠点の電話相談・カウンセリング件数の推移のあらましでございます。

それから、お手元の資料にはございませんが、参考情報ということで、うちに来る相談者の属性について口頭でお話をさせていただきます。

最新のものはまだ2017年度と2年前のものなので、やや古いのですけれども、御容赦ください。

まず、男女の比率につきましては、男性が57.5%、女性が42.5%ということで、男性のほうが多いということでございます。年齢層につきましては、20代、30代、40代がそれぞれ20%代ということで上位を占めてございます。40歳以下の年齢層の合計が全体の約7割でございます。

一人当たりの債務件数を見ますと、約5.5件、債務額で見ますと449万円という数字になります。住宅ローンを抱えていない人に限ってみますと、一人当たりは約5.4件、債務額は313万円という数字になります。

次に、借入れの目的を複数回答のアンケート形式でとっているのですが、生活費の補填や失業・転職・収入減といった経済的な要因が多うございます。

生活の補填で回答した人が65.4%、失業とか転職、収入減と答えた人が53.7%

ということでございます。この傾向はここ数年変化してございません。なお、平成30(2018)年度のデータは現在集計中でございますが、大体29(2017)年度と同じような傾向になりそうです。

最後になりますが、当協会では、業務合理化の一環で組織改正を実施しまして、この資料の中ではセンターとして掲げられている福岡、名古屋、仙台の3つのセンターにつきましては、今年の4月1日から相談室に移行してございます。参考までにお知らせします。

私からの説明は以上でございます。

○小野委員 ありがとうございます。

今の杉山委員の説明につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いします。

○鈴木委員 聞きたいのですが、年齢別の割合で高齢者の数字は出ていますか。

○杉山委員 一応、数字としては、50歳代が約16%、60歳以上も同様に16%ぐらいです。

○鈴木委員 わかりました。

60歳以上は70とかそういう年齢も含めていますか。

○杉山委員 含めてございます。

○小野委員 鈴木委員、よろしいですか。

○鈴木委員 わかりました。ありがとうございます。

○小野委員 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、日本貸金業協会からの報告について、遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 まず、資料は、相談・苦情・紛争の全体でございますが、見ていただいたとおり21,712件で、前年と比べましても微減ということでそんなに変わらないというところでございます。

次のページですけれども、相談の内訳でございます。一般相談と多重債務相談、業者向けの問い合わせということで、相変わらず業者向けの問い合わせがふえているのでございます。

この理由としましては、以前も申し上げたと思うのですが、ADR機関として業者の連絡先とADR機関の当然センターの連絡先が一緒に出ております。クレジット会社については、ホームページの最初のページにはほとんど自分の会社の電話番号が載っておりません。しかし私どもADRのセンターが出ておりますので、一番最初にこちらに電話が来る

ということで、間違いではなく載っているので電話したというところで、電話が来ています。その辺は、今、変えていただくようお願いをしているところですが、なかなか難しい。ただし、専門の貸金業者につきましては、ほとんどが一緒に電話を並列していただくとともに、センターの電話番号については少し小さめに出していただいているので、大分少なくなってきたしておりますが、そんなことでこの業者の問い合わせとは違っております。

「業者の連絡先」というものが一般相談にあります。これはまるきり業者の電話番号がわからずにこちらに聞いてきたという意味で2種類出ております。一般相談のところはわからないので教えてくださいという電話です。別枠の業者向けというのは先ほどのようにADRの電話と並列して出ているものですから、こちらに間違えて電話が来たということでございます。

多重債務のところで行きますと、貸付自粛についてはふえているところでございます。自己破産その他のところが、29年まではございましたが、30年はございません。これは返済困難と一緒にいたしまして、実際に29年度は43件あった自己破産等の問い合わせは30年になりますと16件と減ってきたものですから、内訳をわかりやすくということでまとめたものでございます。この辺のところは後で見ただければと思います。

次が、ギャンブル依存症の関係もございまして、貸付自粛につきまして、いずれも御報告しましたが、銀行協会と一緒に今、自粛の登録の運用をさせていただいているところでございます。こちらのほうがやはり問い合わせとしまして非常に増えてはおります。5%ほど増えてきているということで、次のページに登録した指数も載せさせていただいております。

30年度につきましては、登録が2,532、撤回というものが875で、この撤回というのは登録して3カ月間は撤回できないのですが、3カ月たちますと貸付自粛を撤回したいと言ってまいります。御本人もしくは家族に連れられてきた本人が登録をして、3カ月過ぎたところで本人だけ来て撤回していくということがあるものですから、今、銀行協会さんも含めまして、金融庁とも相談をし、3カ月か6カ月がいいのかわかりませんが、とりあえず6カ月に延ばしてみてもう少し見ようということで変更を計画させていただいているところでございます。

ギャンブル依存症に関するところで、その下にギャンブルはどのくらいの登録があるかということで、2,532件のうち、1,126件。44.5%の登録があったということでございます。

次のページがどんなギャンブルの人、以前は口頭で御披露させていただいたことがございましたが、実際には、ギャンブル依存の1, 126件は全体の44.5%ですが男女比では98%が男性の登録でございます。ギャンブルをやっている、やらないということではございません。

ギャンブルの種類としては複数で聞いておりますが、やはりパチンコ、スロット、競馬のところで大半の理由になっているところでございます。

次のページからは、先ほど東京都からも御報告がありましたが、一緒に講座をやらせていただいている関係上、学生向けにつきましては、そちらもこちらに入っておりますし、そのほか、行政機関、財務局からの依頼で相談員の研修などもやらせていただいております。それから、消費者センターからの依頼で相談員の方の多重債務の相談の受け方の研修をやらせていただいている例をこちらに出させていただきます。

次のページが、協会員につきましても行わせていただいております。協会につきましては、お客様の対応について、苦情が非常に減ってきているというのはADRの会議でも御報告をしているところでございますが、一番最初の対応がマニュアル的だったりとか非常に頭ごなしに、あなたが悪いのですよということで、相談をしたいのに最初から悪いと決めつけられるというところがあるものですから、そういう対応ではなくて、しっかりと話を聞きなさいという研修をやらせていただいているので、こういった会社様から御依頼があったものをやらせていただいております。

おかげさまでこのうちの数社については、前年度三桁あったものがことしに入りましてゼロというところも出てきているぐらい効果が出てきているのかなと思っております。

次は、後でこちらをお読みいただきたいと思うのですが、そのほかの活動として4番目にキャンペーンなども入れさせていただいておりますが、このような形を行っているというを書いてございますので見ていただければと思います。

後でよろしければ、先ほど講座のお話がありましたが、年齢引き下げがあと2年後にあるわけですが、そのために学生向けの講座の依頼と、先ほどの東京都さんと一緒でございますが、鈴木さんの名前も書いてありますけれども、シルバー向けのチラシなどをつくりながら講座の普及をやらせていただいておりますので、こちらも御報告させていただきます。

以上でございます。

○小野委員 ありがとうございます。

ただいま遠藤委員から説明がありました。御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いします。

改めて私が聞いてしまっているのかどうかはあるのですが、資料の6ページで、貸付自粛のギャンブル等登録ということで、かなり生々しく数字が並んでいるのですが、基本的にこの会議の資料については、公開ということが前提になるのですが、それはよろしいですね。

○遠藤委員 はい。

これはもう公開をさせていただいているところでございます。

○小野委員 ほかはございますでしょうか。

それでは、次に警視庁生活安全部からの報告について、山内委員、お願いいたします。

○山内委員 生活経済課の山内でございます。

日ごろから警察業務に多大なる御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

私は、ヤミ金融の傾向についてお話をさせていただきます。

まず、出資法違反、貸金業法違反等の闇金融事犯の検挙状況でございます。平成30年の都内における検挙件数につきましては、18件で前年比プラス5件です。検挙人員は40名で前年比13名の増加となっております。

警察に対するヤミ金融に関する相談につきましても、先ほど御挨拶の中で触れられておりましたが、ここ数年は減少傾向ではございますが、昨年1年間でも都内だけで1,000件を超えております。まだまだ取り締まりを強化しなければいけないと感じておるところでございます。

昨年検挙しましたヤミ金融事犯の捜査の端緒につきましては、例年どおり相談や関係機関、団体等からの情報提供がほとんどを占めておる状況でございます。

ヤミ金融事犯の傾向でございますが、依然として他人名義の携帯電話機や金融機関の口座を利用するなど借受人と顔を合わせるものがない、いわゆる090金融によるものが多く、さらにはマンションの一室に事務所を設けるものの、数ヶ月単位で事務所を移転し、借受人の返済金を新たな借受人に対する貸し付けに利用するというような傾向が見られます。

また、昨年検挙した事件の中には、返済金を宅急便で送らせる手口も見受けられました。いずれも違法利息の契約や受領に関する証拠も一切残さないよう、徹底した隠蔽工作を行っていることから捜査が長期化している状況でございます。

今後も警察としましては、皆様方を初め、関係機関等との連携を密にして、各種情報を有効に活用して悪質な闇金融事犯の取り締まりを強力に推進していきたいと思っておりますので、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○小野委員 ありがとうございます。

山内委員から説明がございましたが、御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

○鈴木委員 相談とか検挙でファクタリングを利用したヤミ金というものは入っていますか。

○山内委員 昨年で、当庁の中でそういった傾向の事案があったというものは見ていないのですけれども、他県ではそういったファクタリングを偽装したものがあるようです。

○鈴木委員 関西が多いらしいですね。

○山内委員 そうですね。

最近では、また、関東圏でもそういった検挙事例は見たのですけれども、ちょっと細かくは見ていない状況です。

○鈴木委員 あとは、個人間ドットコムです。要するに、貸し付けの融資板を使った闇金が入っていますか。

○山内委員 済みません。勉強不足でそこら辺は把握していません。

個人間ドットコムというのは具体的にはどのような形態ですか。

○鈴木委員 そういうインターネットの掲示板があつて、それでヤミ金をやる。

私どもの会員そのものに相談は来ていないのですが、そういうことを処理する司法書士からそれに対する対応はしたことがあるという報告を受けています。

○山内委員 わかりました。

次回までに件数とかを確認しておきます。

○小野委員 インターネット上に掲示板を設けているものですかね。

○鈴木委員 そういう掲示板がありますから、そこで借りたいという申し出を出して、高金利で貸すよと。それで、乱暴な取り立てをする。それを処理する司法書士としては、当然不法原因給付で返済しない。先ほどのファクタリングを利用したものも同じです。そういう処理をしているということを司法書士から報告を受けています。

○小野委員 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、私のほうから、貸金業対策の状況についてということで、東京都知事登録の業者数とかいったものについて御報告をさせていただきます。

資料の4をごらんください。

1番目に「東京都知事登録業者数の推移」というものがございます。平成14年度のピークのときから比べると減っておりまして、ただ、減少数については、少し減っております。減少数が減っているというものも変なのですが、微減という形になっております。

実際、この内訳が大分変わっておりまして、556から549ということではあるのですが、実は62の廃業があつて、新規が55ということで、そういった意味ではこの中で入れかわりが生じているところです。

もしかしたら、新聞等でごらんになったかもしれないですが、最近ですとLINEの関係が貸金業登録をしまして、LINEを使って消費者に向けたローンを始めるということもございました。ですから、これまでの貸金業者から新しい貸金業者に少しずつ変わりつつあるところです。

それから、行政処分件数の推移ということで、30年度につきましては14件。業務停止が7件、改善命令が7件となっております。

停止の主なものとしましては、貸金業務取扱主任者の設置義務違反ですとか、受取証書の交付義務違反などがございました。改善命令につきましては、指定信用情報機関の使用義務違反、帳簿の備えつけ義務違反などがございました。

3番目に貸金業対策課に寄せられた苦情・相談の状況ということで、こちらは減少傾向が続いておりまして、30年度については、2,000件を割り込みまして1,877件となっております。

内訳としましては、貸金業者の登録の有無に関する照会が全体の約半数を占めております。それ以外の苦情・相談の内容については、契約内容に関するものが増加しております。

登録の有無に関する照会が大部分を占めているということで、実は、東京都のホームページで登録業者を数年前から公開しています。そういったホームページの公開などの影響もあつて、恐らく登録の有無の照会が減っているのではないかと思われまして。

簡単ではございますが、東京都の貸金業対策の状況については、以上になります。

何か御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いします。よろしいですか。

議事については、以上になるのですが、その他ということで、この際ですから各団体で

相談の状況ですとか金融トラブルの防止対策など取り組みがございましたら、ぜひ御報告をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部（覚）委員 よろしいでしょうか。

東京財務事務所でございます。

本日は、皆様お集まりの場に参加させていただきまして、まことにありがとうございます。

私ども東京財務事務所は財務省の総合出先機関として財務行政に関する広報相談、経済調査、国有財産に関する業務のほか、金融庁長官の委任を受けまして、金融機関の監督業務を行っております。

ただいま申し上げました財務行政に関する広報相談の一環といたしまして、多重債務相談窓口を設けまして、相談内容に応じた適切なアドバイスとアフターフォローを行っております。

平成30年度に、私どもが受け付けました多重債務の相談件数は198件と前年度と比較して13件増加して、プラス7.0%となっております。多重債務者が全体的に減少傾向にあると言われている中、前年度と比べて微増になったことは、相談の掘り起こしに努めた成果でもあるかと思いますが、いまだに多重債務に悩んでいらっしゃる方がおられるあかしではないかと思っております。

実際にその相談者につきましては、40歳代と60歳代以上が、いずれも44件で全体の22.2%で同数となっております、続いて50歳代が43件で21.7%となっております。

借り入れのきっかけにつきましては、低収入・収入減が72件ということで、36.4%を占めておりまして、続いてギャンブル・遊興費が34件で17.2%となっております。

私どもは平成30年10月12日に金融庁から指名されました平成30事務年度における貸金業者の監督に係る重点事項についてに基づきまして、若年層に対する金融経済教育ですとかギャンブル等依存症対策についても取り組んでおります。

また、多重債務者とその家族の生活再建支援に取り組むため、東京都内の子供食堂と連携するほか、法テラス、くらしの相談ダイヤルとも連携いたしまして、悩みを抱えた方を適切な先に取りつなぐ取り組みを行っております。

引き続き皆様と連携いたしまして、悩みを抱えた方の問題解決の一助となるように取り組む所存でございますので、何とぞ引き続きよろしく願いいたします。



以上です。

○小野委員 ありがとうございます。

今の御説明につきまして、何かございますでしょうか。

若年層の金融経済教育ということで、さまざまな小学校とか高校とか中学校とかいったところも含めてやられているということでもよろしいですか。

○渡部（覚）委員 財政金融プログラムというものがございまして、一応こういったものに基づいて、各中学校とか高校とかでもやらせていただいています。

それ以外にも寄附講座ということで、都内の大学でもうちの相談員がこまを割り当てていただいて講演をするといった対応もっております。

それ以外に、年金事務所と税務署と私ども財務局ということで、三者のコラボレーションということで、年金事務所も入っておりますので、高齢者向けの講演ですとかいったことにも取り組んでおります。

○小野委員 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ほかに皆様から何か相談の状況ですとかヤミ金融の被害対策など取り組みはございますでしょうか。

○岸委員 それでは、私のほうから、都内消費生活センターに寄せられました多重債務に関する相談の件数についてお話しさせていただきたいと思えます。30年度の実績、速報値ということなのですが、1,975件ということでございました。前年の平成29年度は2,012件で、さらにその前年度の28年度は2,188件と比べますと、2,000件を割るという数字でございました。

その内容・傾向につきましては、今、センターで分析をしているところでございますので、わかり次第、また、改めて協議会の場で御報告をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○小野委員 ありがとうございます。

ただいまの岸委員の説明について何かございますでしょうか。よろしいですか。

ほかはいらっしゃっていただいています、御発言はよろしいですか。

ほかにはないようでしたら、本日、予定しておりました議事につきましては、その他も含め、以上になります。

事務局から何かありましたら、お願いいたします。

○事務局 本日は委員の皆様におかれましては、お時間をいただきましてまことにありがとうございました。

この貸金業部会につきましては、年度内にあと1回、相談部会と合同開催を予定しております。日程につきましては、改めて皆様方に御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、令和元年度「多重債務問題対策協議会 貸金業部会」は閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

○小野委員 ありがとうございました。

午前11時24分閉会